竹原市
屋外広告物条例の手引き

目次

第１章　屋外広告物の概要..... 1
第２章　屋外広告物の許可..... 3
第３章　屋外広告物の安全管理に関すること..... 31
第４章　違反に対する措置等..... 32
第５章　屋外広告業..... 34

令和４年３月
竹原市
TAKEHARA CITY

第１章 屋外広告物の概要

１．屋外広告物の規制

私たちの生活に溶け込んでいる看板などの広告物は、日常生活に役立ち、まちににぎわいや活気をもたらしています。

しかし、誰もが勝手に設置してしまうと広告物が氾濫し、まちの雰囲気や自然の美しさが損なわれたりします。また、設置や管理が適切に行われないと、落下や倒壊によって思わぬ災害を招くことさえあります。 このようなことから良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止という観点から屋外広告物条例を制定して規制を行っています。

２．屋外広告物とは

屋外広告物法第 2 条により、次の 4 つの要件をすべて満たしているものをいいます。

① 「常時又は一定の期間継続して表示されるもの」
② 「屋外で」表示されるもの
③ 「公衆に」表示されるもの
④ 看板、立看板、はり紙、はり札や広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

これらの要件をすべて満たしている広告物は、営利的なもの、非営利的なものを問わず「屋外広告物」に該当します。

具体的には

① 「常時又は一定の期間継続して」…定着して表示されるものをいい、街頭で配布されるチラシなどは屋外広告物に該当しません。
② 「屋外で」…建物等の外側に広告物があることを意味し、屋内に存在する広告物は屋外広告物として扱いません。
③ 「公衆に」…建物の外側で表示されているものでも、閉鎖的な中庭に向かって表示されているようなものは「公衆に」表示されているものとして扱いません。（例：駅構内の内側に向かって表示される広告物）
④ 「その他の工作物等」…もともと広告物の表示を目的としていない、塀、石垣、煙突などを利用して表示したものも「屋外広告物」に該当します。

■屋外広告物の種類

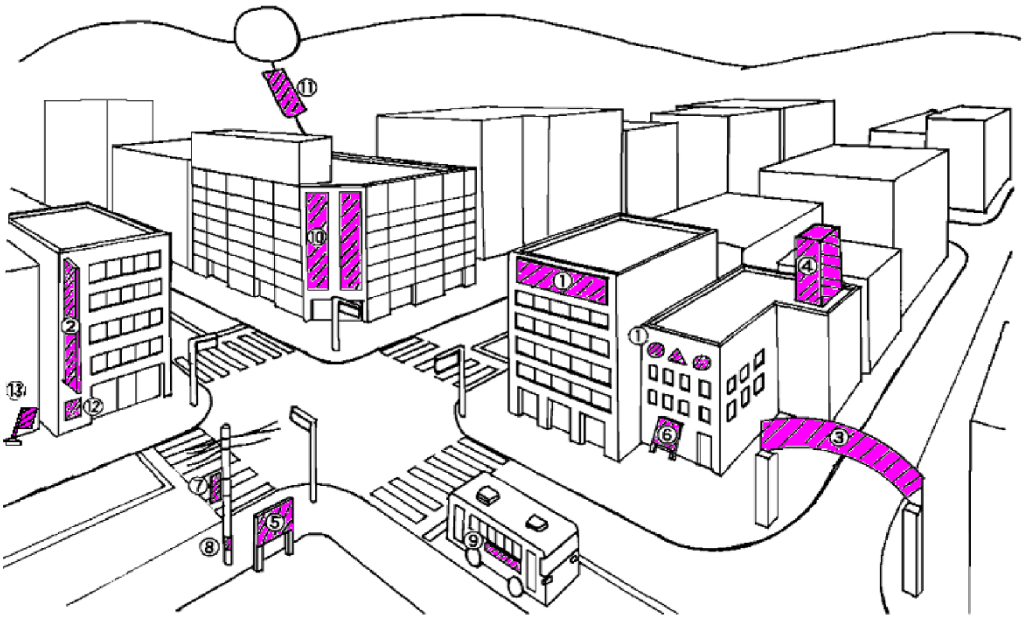

種　類	説　明
①壁面広告	建物、工作物等に固定して設置された壁面利用広告物（壁面看板、直塗り広告物など）等をいう。
②突出し看板	建築物又は敷地内に設置した広告物で、道路上に突き出した看板をいう。
③アーチ看板	土地に固定された野立て看板のうち人や車両が看板の下を通過するものをいう。
④屋上広告塔	土地、建物の屋上等に固定して設置された立体的な形状の広告物をいう。
⑤掲示板	チラシ、ポスター等の広告物を表示する目的で土地、建物、工作物等に固定して設置された広告物をいう。
⑥立看板	容易に移動させることが出来る状態で立てられた広告物をいう。
⑦⑧電柱広告	電柱、街灯柱等に添加又は巻付けにより表示された広告物をいう。
⑨バス広告	車体、搭載物等に広告物を表示して運行する車両。
⑩懸垂幕	幕状の広告物及びこれらを掲出するための物件をいう。
⑪気球広告	気球にロープ、ネット、布等を付加し、建物、工作物等に取り付けて表示された広告物をいう。
⑫はり札	ベニヤ板、プラスチック板等に表示された広告物であって、容易に取り外すことが出来る状態で建物、工作物等に取り付けられているものをいう。
⑬のぼり旗	細長い布の端につけた輪にさおを通し、立てて標識とするものをいう。

３．竹原市屋外広告物条例と関係のある主な法令

屋外広告物法
広島県屋外広告物条例
竹原市景観条例
都市計画法
建築基準法
道路法

第２章 屋外広告物の許可

１．許可申請の手続き（フロー）

事前相談（任意）

許可地域、禁止地域、景観計画における重点地区等の内容確認

↓

許可申請手続き（P.10）

屋外広告物許可申請書（2 部）（P.36）　＋　添付書類

↓

許可

手数料の徴収（P.30）

↓

他法令の確認

工作物の確認申請　道路占用許可　景観条例等

↓

屋外広告物の設置

↓

許可内容の変更（随時）（P.10）

変更許可申請書（2 部）（P.37）＋添付書類　管理者等変更届（P.40）　除却届（P.45）

↓

継続許可申請（P.10）

継続許可申請書（正・副）（P.41）　＋　安全点検報告書（P.42）

２．禁止地域等（条例第４条）

屋外広告物及び掲出物件の表示または設置が出来ない場所です。

条項	地域又は場所	
1 号	第一種低層住居専用地域	禁止地域の指定なし
	第二種低層住居専用地域	禁止地域の指定なし
	田園住居地域	禁止地域の指定なし
	風致地区	禁止地域の指定なし
2 号	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条に規定する重要有形文化財、国宝の周囲	重要文化財の建造物の周囲 50m以内の地域（春風館頼家住宅、復古館頼家住宅）
	文化財保護法第 109 条第 2 項に規定する特別史跡、特別名勝、特別天然記念物	禁止地域の指定なし
3 号	広島県文化財保護条例（昭和 51 年条例第 3 号）第 3 条第 1 項に規定する県指定重要文化財の周囲	禁止地域の指定なし
4 号	竹原市文化財保護条例（昭和 35 年条例第 33 号）第３条第１項に規定する建造物の周囲または地域で市長が指定する範囲内にある地域	禁止地域の指定なし
5 号	保安林として指定された森林のある地域で、市長が指定するもの	禁止地域の指定なし
6 号	国又は公共団体が管理する公園及び緑地	一律禁止地域とする
7 号	官公署、学校、図書館、公会堂、体育館、公衆便所その他市長が指定する公共施設の建物及びその敷地	官公署・学校・図書館・公会堂・体育館・公衆便所について一律禁止地域とする
8 号	古墳、墓地及びこれらの周囲の地域で、市長が指定する区域	一律禁止地域とする
9 号	社寺、教会、火葬場の建造物及びその境域で、市長が指定する区域	一律禁止地域とする
10 号	その他市長が指定する地域	・竹原市忠海長浜二丁目 728 番 1 及び 728 番 4（旧棚林山島） ・JR 呉線大乗駅から三原市境までの線路用地から展望できる海岸線側の接続地域（家屋連たん区域を除く） ・山陽自動車道の用地から展望できる両側 500m以内の地域 ・高速自動車国道及び自動車専用道路の用地（休憩所又は給油所の存する区域を除く。）

※R4.3 竹原市屋外広告物例制定前の広島県屋外広告物条例時と変更ありません。

３．禁止物件（条例第５条）

（１）屋外広告物を表示又は掲出物件を設置出来ない物件です。

① 街路樹及び路傍樹
② 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
③ 公共物たる石垣及び擁壁
④ 信号機、警報器、道路標識、歩道柵、駒止めその他これに類するもの
⑤ 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
⑥ 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変圧器
⑦ 送電塔、送受信塔及び照明塔
⑧ 煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
⑨ 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの

（２）はり紙、はり札、広告旗、立看板その他これらに類するものを表示し又は設置してはならない物件です。

① 電柱、街灯柱その他これらに類するもの
② アーチ及びアーケードの支柱その他これに類するもの

（３）道路の路面には屋外広告物を表示してはいけません。

４．適用除外（条例第７条）

次に掲げる屋外広告物及び掲出物件は、許可を受けずに表示又は設置することや、禁止地域、禁止物件に表示又は設置することが出来ます。

○：表示又は設置可能　　×：表示又は設置不可　　△：一部を除いて表示又は設置可能

条項	項目	適用除外される事項			以下の基準に適合するもの
		禁止地域	禁止物件	許可	
第１項	(1) 法律、命令、条例、規則等の規定により表示又は設置するもの	○	○	不要	
	(2) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）による選挙運動のために表示又は設置するもの	○	○	不要	
	(3) 自己の氏名、名称、店名等を表示するため、自己の住所又は事業所等に表示又は設置するもの	○	○	不要	停留所標識の場合 面積：0.5 ㎡以下 物件の面積の 1/5 以下 その他 禁止地域：7 ㎡以下（合計） 許可地域：10 ㎡以下（合計） ・表示面積中に自己の氏名等の占める割合が 1/5 以上
	(4) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示又は設置するもの	○	○	不要	
	(5) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示又は設置するもの	○	○	不要	
第２項	(1) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示されるもの	○	×	不要	・工事期間中のみ ・一般の宣伝の用に供さない ・蛍光塗料及び反射材料を使用しない ・周囲の景観に配慮
	(2) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示又は設置するもの	○	×	不要	
	(3) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示又は設置するもの	○	×	不要	

条項	項目	適用除外される事項			以下の基準に適合するもの
		禁止地域	禁止物件	許可	
	(4) 電車又は自動車に表示されるもの	○	×	不要	電車の車体 位置：側面 大きさ:縦 0.6m以下横 0.9m以下 個数：一面につき 2 個以下 自動車の車体 位置：側面又は後面 大きさ：(側面) 縦 0.45m以下横 1.2m以下 (後面)縦 0.45m以下横 0.6m以下 個数：一面につき 1 個 電車の系統標識又は方向標識 面積：系統標識又は方向標識の 1/2 以下 個数：一面につき 1 個 自動車の系統標識又は方向標識 面積：系統標識又は方向標識の 1/2 以下 位置：後面 個数：1 個
	(5) 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号) の規定に基づく登録を受けた自動車に表示する屋外広告物	○	×	不要	その使用の本拠の位置が本市以外の区域内に存するものに、当該本拠において適用される屋外広告物又は掲出物件の規制に関する条例の規定に従って表示する屋外広告物
	(6) 人、動物又は車両 (電車又は自動車を除く。)、船舶等に表示されるもの	○	×	不要	
	(7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示するもの	○	×	不要	許可基準に適合 (P.11)

条項	項目	適用除外される事項			以下の基準に適合するもの
		禁止地域	禁止物件	許可	
	（8）政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示又は設置するもの	○	×	不要	許可基準に適合（P.11）
第3項	自己の氏名、名称、店名等を表示するため、自己の住所又は事業所等に表示するもの（第1項第3号に掲げるもの以外のもの）	○	×	必要	禁止地域（P.4）のうち、第1号から第4号及び第10号 面積：10㎡以下（合計） 禁止地域のうち、第5号から第9号 許可基準に適合（P.11）
第4項	道標、案内図板その他公共的目的又は公衆の利便に供することを目的として表示又は設置するもの	○	×	必要	許可基準に適合（P.11）
第5項	公益上必要な施設等に表示し、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの	○	×	必要	許可基準に適合（P.11）
第6項	法人その他の団体が表示し、その広告料収入を公共的な取組に要する費用の全部又は一部に充てるもの	○	△ 禁止物件P.5の内①②④⑤⑥除く	必要	許可基準に適合（P.11）
第7項	公益上必要な施設に表示する寄贈者名等	○	○	不要	許可基準に適合（P.11）

５．禁止広告物（条例第 9 条）

表示又は設置することが出来ない屋外広告物及び掲出物件です。

- 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく良好な景観の形成又は風致の維持を害するおそれのあるもの
- 公衆に対し著しく危害を及ぼすおそれのあるもの
- 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

６．屋外広告物許可申請

新しく屋外広告物を表示・設置するとき

提出書類

- 屋外広告物許可申請書（2 部）（P. 36）
- 位置図、付近見取り図（家屋連たん区域外に設置する場合は、鉄道又は道路からの距離を記載。）
- 形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書並びに図面
- 意匠、色彩（マンセル値を明記※）及び表示の方法に関する図書（照明、音響を伴うときはその概要）※竹原市景観計画に示す重点地区のみ
- 設置場所が他人の所有又は管理する土地の場合は、その承諾書又はその写し

許可を受けている屋外広告物の許可期間を更新（継続許可申請）するとき

提出書類

- 屋外広告物継続許可申請書（正・副）（P. 41）
- 屋外広告物の現況がわかる写真
- 屋外広告物安全点検報告書（屋外広告物自体の高さが 4mを超える、又は表示面積が 10 ㎡を超える平看板、広告塔、掲示板の場合）（P. 42）

許可を受けて表示・設置した屋外広告物を変更するとき

提出書類

- 屋外広告物変更許可申請書（2 部）（P. 37）
- 位置図、付近見取り図（家屋連たん区域外に設置する場合は、鉄道又は道路からの距離を記載。）
- 形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面
- 意匠、色彩（マンセル値を明記※）及び表示の方法に関する図書（照明、音響を伴うときはその概要）※竹原市景観計画に示す重点地区のみ

屋外広告物を除却（撤去）するとき

提出書類

- 屋外広告物除却届（1 部）（P. 45）
- 除却したことがわかる写真

設置者（申請者）、管理者を変更するとき

提出書類

- 屋外広告物管理者等変更届（1 部）（P. 40）

７．許可の基準（規則第５条）

屋外広告物を表示又は設置しようとする時は屋外広告物の種類毎に次の基準に適合しなければなりません。

竹原市景観計画（令和４年３月策定）に定められた重点地区では、地区ごとの景観形成基準に準拠してください。

【用語説明】

建植のもの	土地に建てられるもの。⇒自己敷地、野立の区別はありません。
平看板	広告板を含む。形状が平面的のもの。
広告塔	形状が立体的なもの。
鉄柱等突き出し広告物	電柱広告板(電柱、街灯柱、架線柱、共架柱、アーチ、アーケードの支柱)を除く鉄柱その他これに類する工作物から突き出し、表示又は設置される広告物のこと。⇒袖看板と呼ばれるもの。
家屋連たん区域	概ね 300mの区間内(片側)に家屋が 10 戸以上連なっている区域のこと。
接続地域	新幹線の線路用地から展望できる両側 1,000m以内の地域のこと。 高速自動車国道の用地から展望できる両側 1,000m以内の地域のこと。 JR、一般国道、主要地方道の用地から展望できる両側 300m以内の地域のこと。

① 許可区域（規則別表第 1）

地面に直接設置する平看板及び広告塔

■家屋連たん区域

種別	許可基準	
建植の平看板	表示面積	30 ㎡以下
	高さ	6m以下
建植の広告塔	表示面積	基準なし
	高さ	10m以下

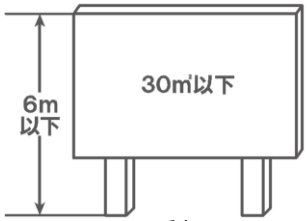

平看板

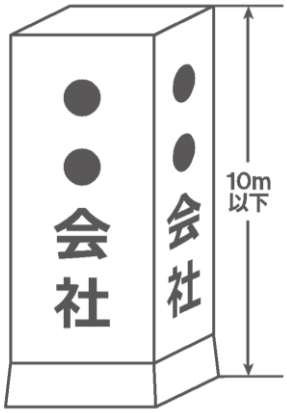

広告塔

■山陽新幹線鉄道の線路用地から展望できる両側 1,000m以内の接続地域（家屋連たん区域を除く）

許可基準	
山陽新幹線鉄道の線路用地からの距離	500m以上離れていること
屋外広告物相互間の距離	300m以上離れていること

種別	許可基準	
建植の平看板	表示面積	60 ㎡以下
	高さ	10m以下
建植の広告塔	表示面積	基準なし
	高さ	15m以下

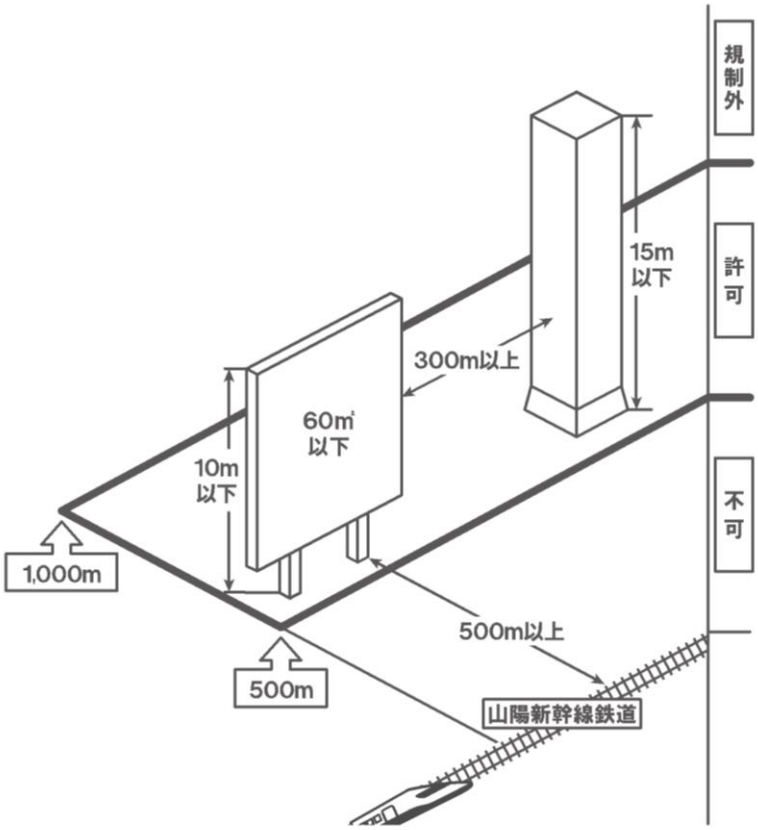

■高速自動車国道の用地から展望できる両側 1,000m以内の接続地域（家屋連たん区域を除く）

許可基準	
高速自動車国道用地からの距離	500m以上離れていること
屋外広告物相互間の距離	300m以上離れていること

種別	許可基準	
建植の平看板	表示面積	40 ㎡以下
	高さ	6m以下
建植の広告塔	表示面積	40 ㎡以下
	高さ	10m以下

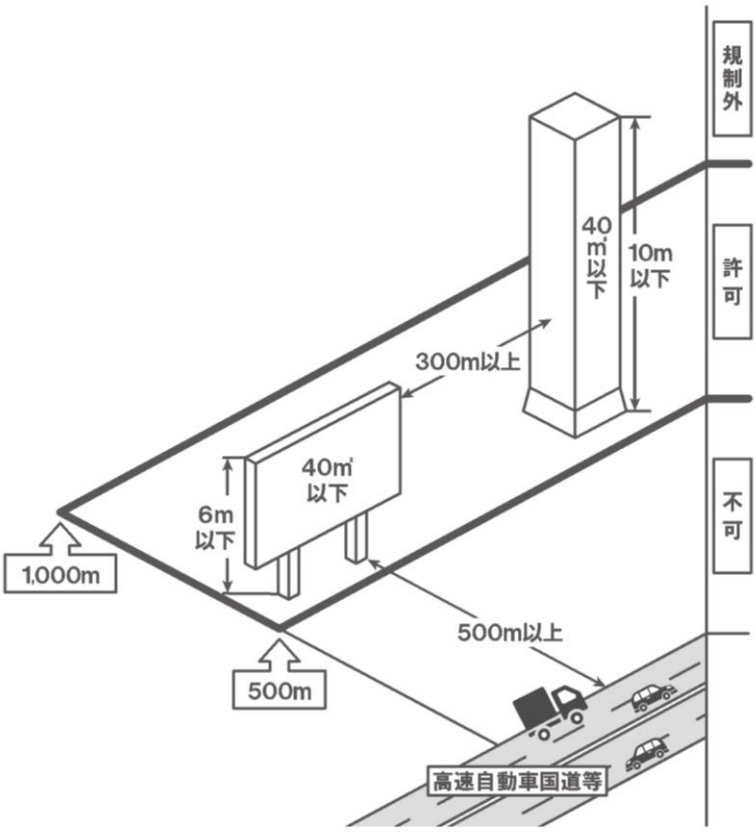

■鉄道、一般国道、主要地方道の用地から展望できる 300m以内の接続地域（家屋連たん区域を除く）

許可基準	
鉄道、一般国道、主要地方道用地からの距離	50m以上離れていること
屋外広告物相互間の距離	50m以上離れていること

種別	許可基準	
建植の平看板	表示面積	30 ㎡以下 ただし、JR 等の用地からの距離が 200mを超える場合：40 ㎡以下
	高さ	6m以下 ただし、JR 等の用地からの距離が 200mを超える場合：7m以下
建植の広告塔	表示面積	基準なし
	高さ	10m以下

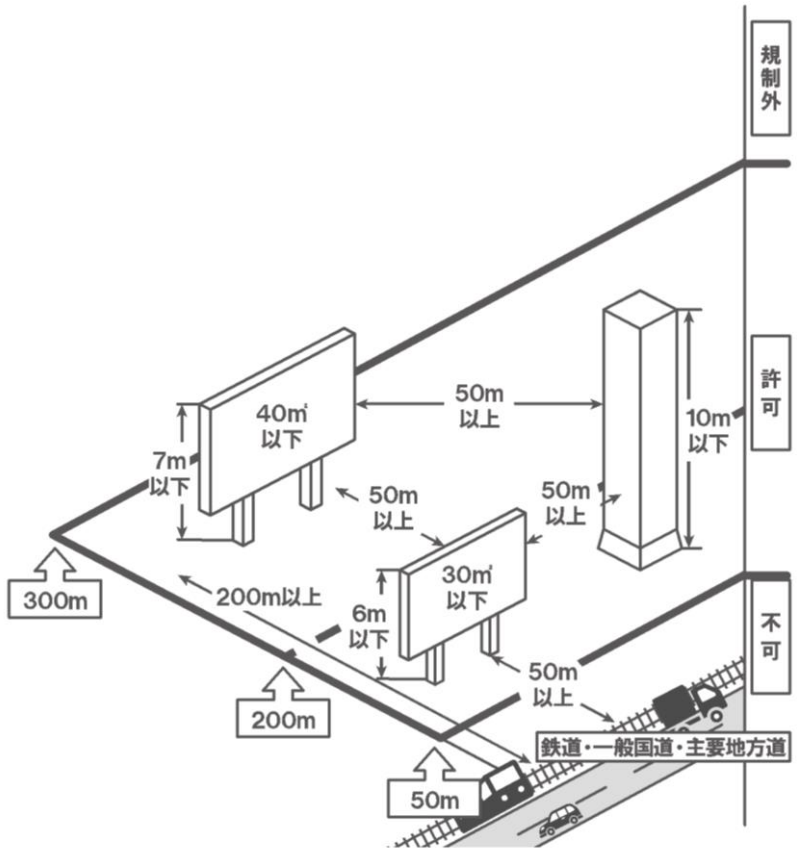

建築物又は鉄柱その他これに類する工作物を利用するもの

■建築物の屋上に表示し、又は設置する場合

種別	許可基準	
屋上広告物	地表から広告物上端までの高さ	46m以下 （市長が特にやむを得ないと認める場合は、51m以下）
	広告物自体の高さ	建築物自体の高さと同等以下
	その他	広告物を設置する建築物の壁面の垂直面を越えて、外側に突き出ていないもの

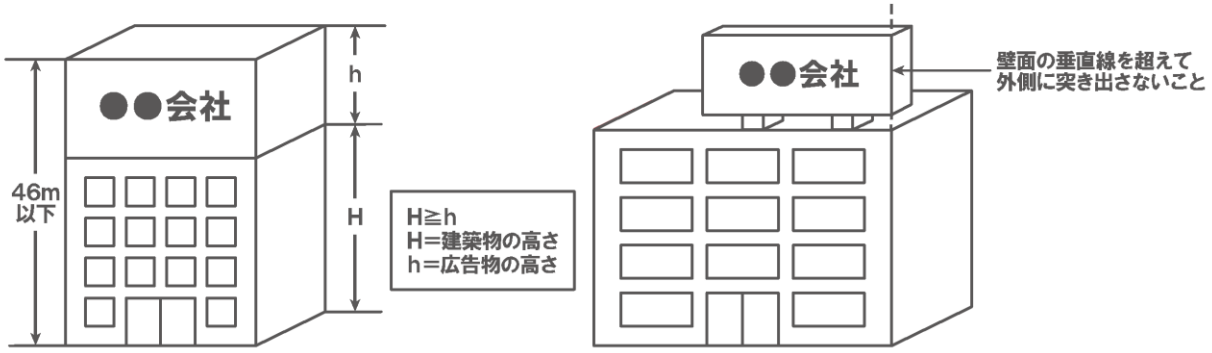

■建築物の壁面又は鉄柱等から突き出して表示し、又は設置する場合

種別	許可基準	
鉄柱等突出し広告物	表示面積	20 ㎡以下
	看板の上端までの高さ	15m以下（鉄柱等から突き出して表示し、又は設置するもの）
	看板の下端までの高さ	（道路上に突き出す場合） 路面から看板の下端までの高さ： 車道：4.5m以上 歩道：3.5m以上 （市長が特にやむを得ないと認める場合は、2.5m以上） 突き出しの長さ：道路上 1m以下 （歩道と車道の区別のある道路の歩道にあって、市長が、建築物又は鉄柱等の規模、構造、概観等を勘案して認める場合は、1.5m以下）
	その他	（車道と歩道の区別がない道路上で、信号機のある交差点を見とおすことのできる場所に突き出す場合） 交差点からの距離：20m以上

鉄柱等から突き出す場合　壁面から突き出して表示、設置する場合　道路上に突き出す場合（鉄柱から突き出す場合も同様）

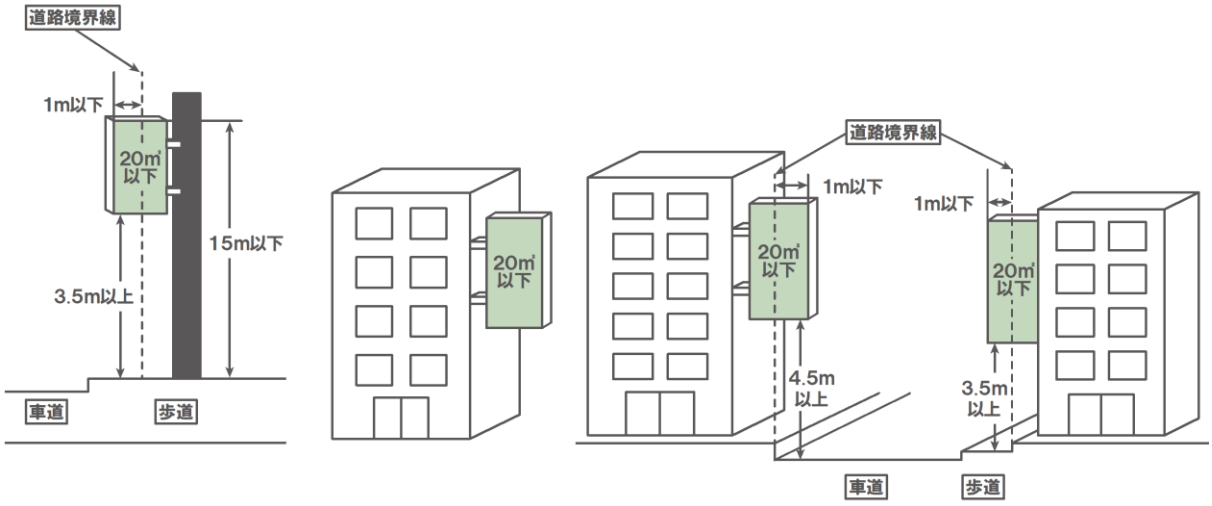

アーチに表示し、又は設置する平看板及び広告塔

種別	許可基準	
アーチ	表示面積	30 ㎡以下
	広告物の下端までの高さ	（道路を横断する場合） 路面から広告物の下端までの高さ： 車道：5m以上 歩道：3.5m以上

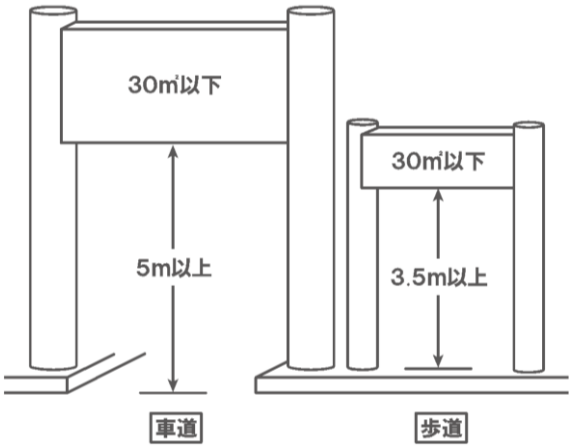

立看板

種別	許可基準	
立看板	表示部分の大きさ	縦 2m以下、横 1m以下
	脚部の高さ	0.5m以下

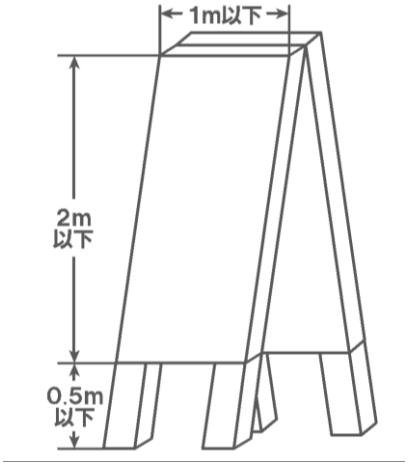

電柱等（電柱、街灯柱、架線柱若しくは共架柱又はアーチ、アーケード等の支柱）に表示し、又は設置する広告板

電柱等に直塗りしないものであること。

種別	許可基準	
道路上の電柱等に添加する場合	広告板の大きさ	縦 1.5m以下、横 0.8m以下 表示面積 1 ㎡以下
	路面から広告板の下端までの高さ	車道：4.5m以上 歩道：3.5m以上(原則) （市長が特にやむを得ないと認める場合は、2.5m以上）
	信号機のある交差点からの距離	20m以上
	添加方向	（頭上標識の前方 30m及び後方 10mの範囲以内の場合） 道路の中心線の反対の方向で、かつ、道路の中心線に直角に添加するものであること。 （上記以外の場合） 原則として、道路の中心線に反対の方向で、かつ、道路の中心線に直角に添加するものであること。
	広告板の個数	電柱等 1 本につき 1 個
道路上以外の電柱等に添加する場合	広告板の大きさ	縦 1.5m以下、横 0.8m以下 表示面積 1 ㎡以下
	地表から広告板の下端までの高さ	2.5m以上
	広告板の個数	電柱等 1 本につき 1 個

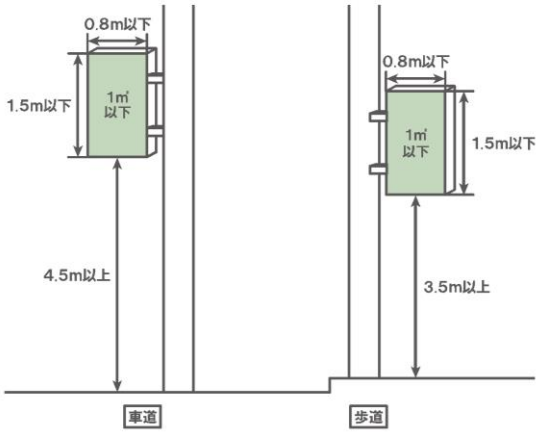

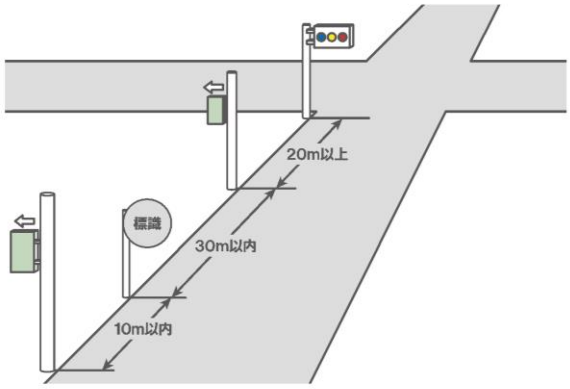

※頭上標識とは、道路標識で、路面から 4.5m以上の高さのところに表示し、又は設置するものをいう。

種別	許可基準	
電柱等に巻き付ける場合	広告板の大きさ	縦 1.5m以下、横 0.8m以下 表示面積 1 ㎡以下
	地表から広告板の下端までの高さ	1.2m以上
	広告板の表示方法	（道路上の電柱等に巻き付ける場合） 道路標識（頭上標識を除く。）の前方及び後方 10m以内並びに信号機のある交差点から 30m以内の範囲内においては、車両の進行方向に対面して表示しないこと。
	広告板の個数	電柱等 1 本につき 1 個。 （ただし、1 ㎡以内の範囲において分割されている場合は２個まで）

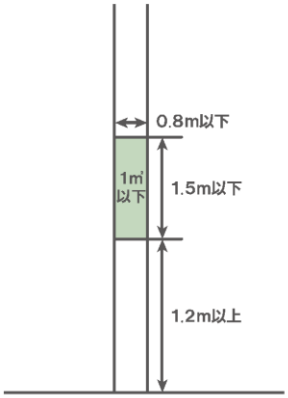

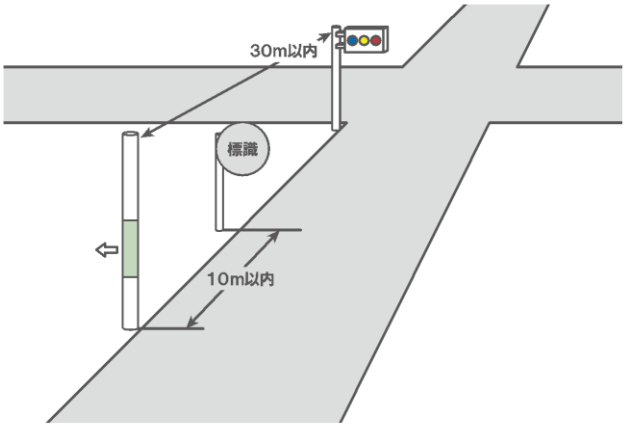

※頭上標識とは、道路標識で、路面から 4.5m以上の高さのところに表示し、又は設置するものをいう。

電車又は乗合自動車（バス）に表示する広告板

種別	許可基準	
電車	位置	側面のみ
	表示面積	1 側面につき、合計 4 ㎡以下
	個数	1 側面につき 4 個以下で
乗合自動車（バス）※	車体の前面及び窓又はドア等のガラス部分に表示しないこと。 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有するものでないこと。 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他これに類するものでないこと。	

電車

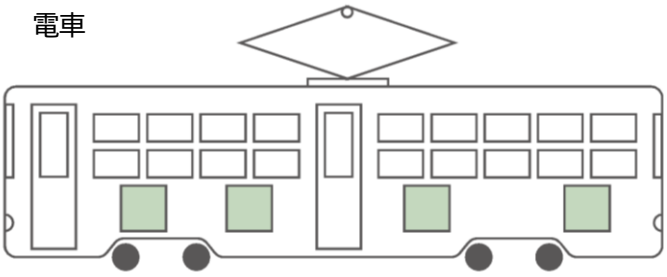

乗合自動車（バス）

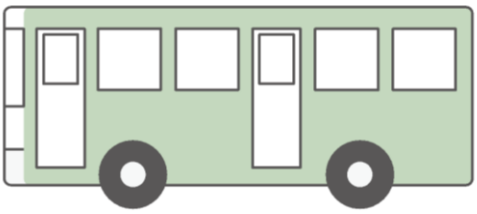

※許可基準のほか、次ページ「広島県乗合自動車車体利用広告ガイドライン」による。

広島県乗合自動車車体利用広告ガイドライン

このガイドラインは,乗合自動車の車体を利用した広告物の色彩,意匠その他の表示の方法等について,良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止等を図るため,広告主,広告主の依頼に基づき当該広告物の制作を行う者及び当該広告物を表示した乗合自動車により旅客を運送する事業者が留意すべき事項を示すものです。

広告主及び広告主の依頼に基づき当該広告物の制作を行う者は,その広告物が乗合自動車の車体を利用するものであることを認識し,それぞれの責任によりこのガイドラインに基づき広告物を制作するようにしてください。

また,その広告物を表示する乗合自動車により旅客を運送する事業者は,その責任により当該広告物がこのガイドラインに基づき制作されるものであることを確認するようにしてください。

１　道路交通の安全の確保について

ストーリー性のあるもの又は長い文章が含まれるなど周囲の自動車運転者の注意力が散漫となるものでないこと。

２　走行する地域の景観に対する配慮について

(1) 色彩,意匠その他の表示の方法については,走行する地域の景観に調和するよう努めること。

(2) 走行する地域の市町が,景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づき景観計画を策定した場合においては,当該景観計画に沿ったものとするように配慮すること。

３　利用者等公衆への配慮について

(1) 法令等に基づく行き先,運行系統等の表示が,明確に識別できるものであること。

(2) 緊急自動車と誤認するおそれのないものであること。

(3) 青少年の健全育成を阻害するおそれのないものであること。

(4) 虚偽又は誇大な表現など不適正な表現を避け,正確な情報を提供するものであること。

(5) 人権を侵害するおそれのないものであること。

(6) 公衆に対して,不快感を与えるものでないこと。

幕広告

種別	許可基準	
横断幕及び懸垂幕	路面から道路を横断する横断幕及び道路上に突き出す懸垂幕の下端までの高さ	車道：4.5m以上 歩道：2.5m以上
	表示面積	20 ㎡以下

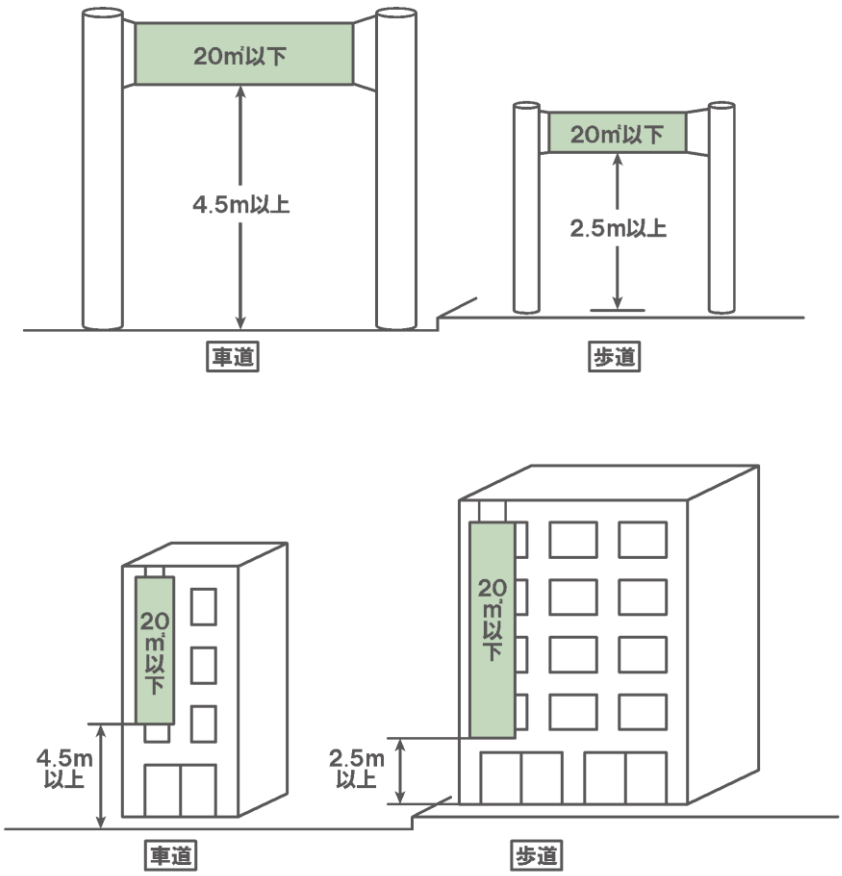

のぼり及び旗	下端の高さ	1.2m以上
	表示面積	10 ㎡以下 （道路上に設置する場合） 縦 2m、横 1m以下

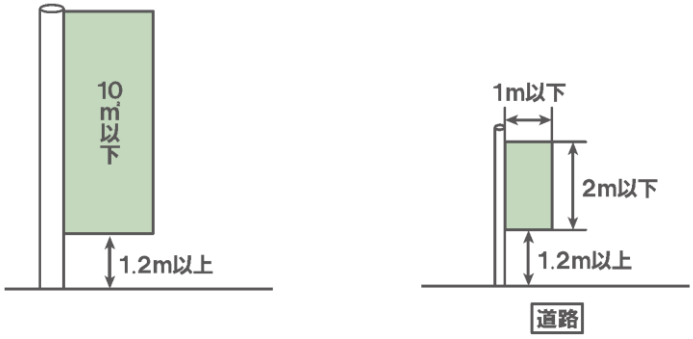

気球広告

種別	許可基準	
気球広告	大きさ	縦 20m、横 1m以下

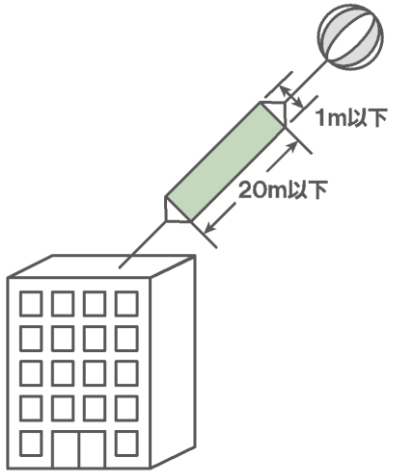

はり札及びはり紙

種別	許可基準	
はり札	表示面積	1 枚につき、1 ㎡以下
	枚数	工作物の 1 壁面につき、3 枚以下
はり紙	表示面積	1 枚につき、1.5 ㎡以下
	枚数	工作物の 1 壁面につき、5 枚以下

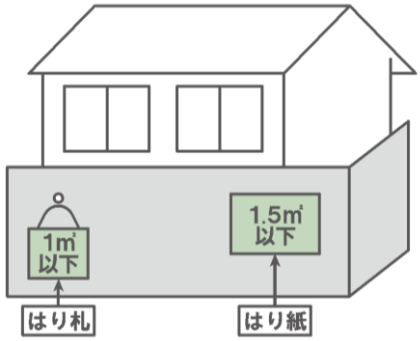

備考　文字又は記号の表示面積の算定

条項	許可基準
規則別表第1 備考	文字又は記号の外郭線を囲んだ部分の面積とする。 但し、文字又は記号相互の間隔が、1 文字、1 記号分以下の場合は、全体を 1 文字又は 1 記号とみなして面積を算定する。
	ア　文字又は記号相互の間隔が、1 文字、1 記号分より大きい場合） 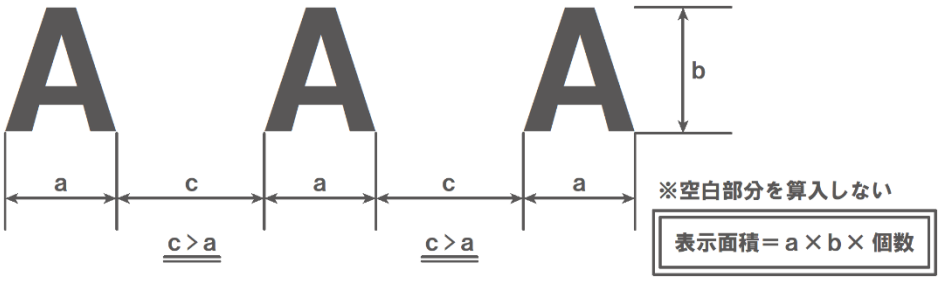 イ　文字又は記号相互の間隔が、1 文字、1 記号以下の場合） 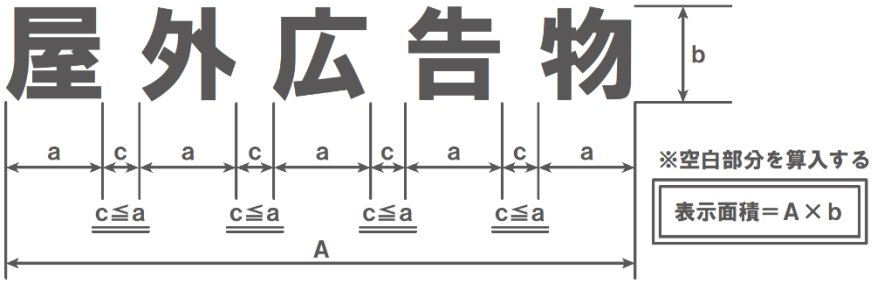

竹原市景観計画重点区域における配慮事項

竹原市景観計画区域の中でも、特に景観への配慮が必要と考える地区を重点地区として、「竹原駅前周辺地区」、「竹原シンボルロード周辺地区」、「町並み保存地区周辺地区」、「忠海市街地周辺地区」の４地区を位置付け、地区の実情に合ったきめ細かな景観誘導を図っています。

■竹原駅前周辺地区

竹原駅前周辺地区は、「まちなかを歩きたくなる、心地よさや親しみを感じる景観の形成」を目指しています。

景観形成基準（屋外広告物に関する箇所の抜粋）

工作物	・屋外広告物は周辺の建築物や景観と調和する意匠、色彩等とするよう配慮する。 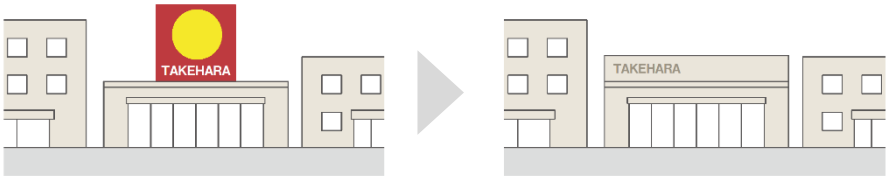 屋外広告物が目立ち周辺の景観を阻害　　周辺景観との調和が図られるよう修景

■竹原シンボルロード周辺地区

竹原シンボルロード周辺地区は、「シンボルロードとしての竹原らしさと市街地の利便性を備えた良好な沿道景観の形成」を目指しています。

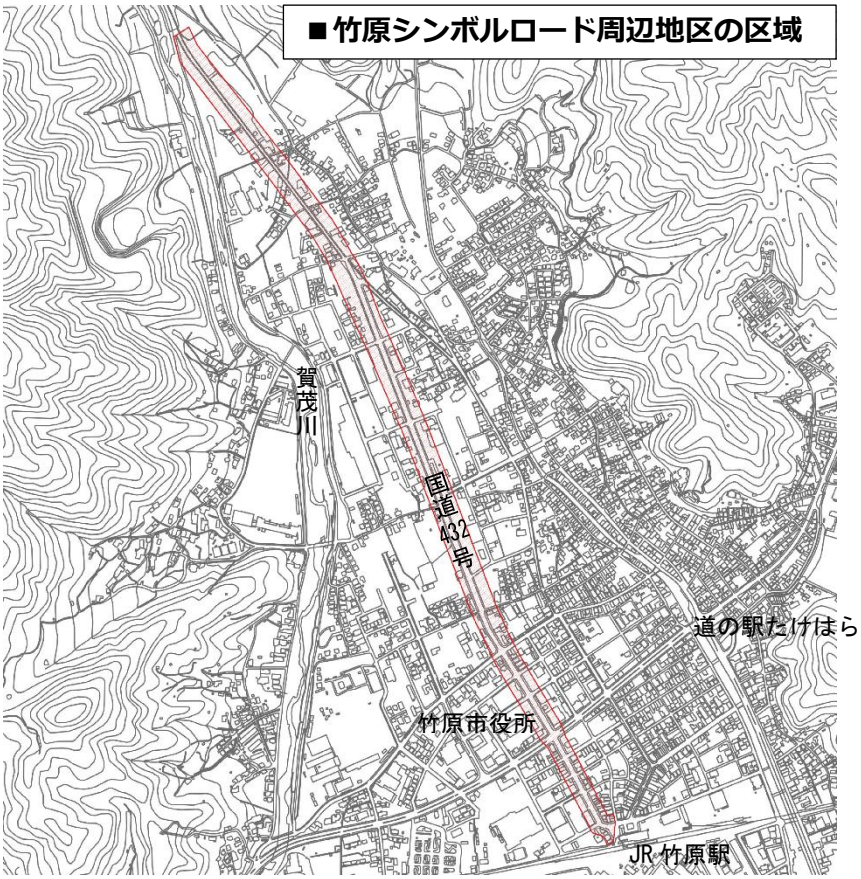

景観形成基準（屋外広告物に関する箇所の抜粋）

建築物	②意匠	・建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。
工作物		・屋外広告物等は周辺の建築物や景観と調和する意匠、色彩とするよう配慮するとともに、西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、高さ 13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の建築物の色彩基準に準拠する。 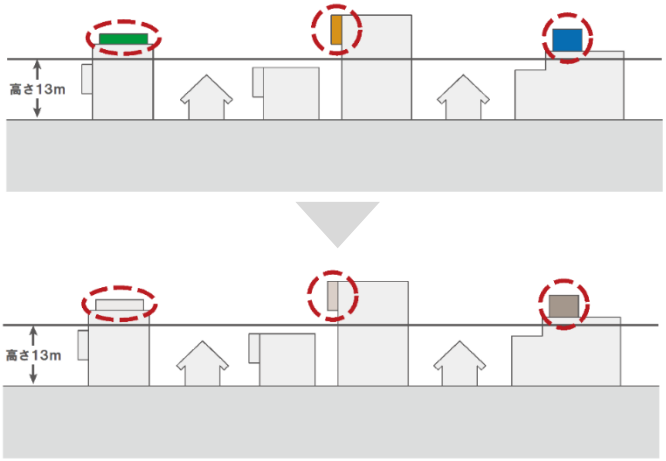 高さ 13m を超える部分は町並み保存地区周辺地区の建築物の色彩基準に準拠

■町並み保存地区周辺地区

町並み保存地区周辺地区は、「町並み保存地区とその周辺地域の連携した景観の保全」を目指しています。

景観形成基準（屋外広告物に関する箇所の抜粋）

建築物	②意匠	・**建築物に設置する看板及び広告塔**は、周辺の景観や**西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮**する。 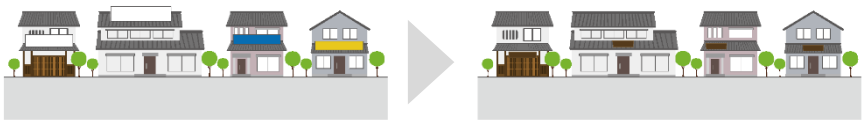 屋外広告物が目立ち周辺の景観を阻害　　周辺景観との調和が図られるよう修景
工作物		・塀、門、垣等は当該建築物及び周辺の景観と調和するよう配慮する。 ・**屋外広告物は周辺の建築物や景観と調和するよう自然素材の使用や意匠の工夫**を行うとともに、色彩については**建築物の色彩基準（強調色）**に準拠する。また、**極度に強い光や点滅を伴うネオンサイン等の使用は避ける**こととする。 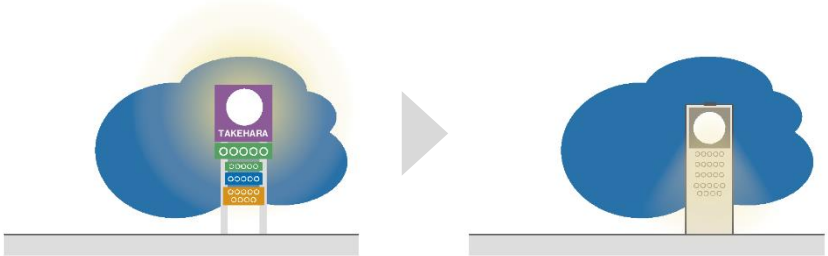 極度に強い光や点滅で周辺の景観を阻害　極度に強い光を伴わないよう配慮

■忠海市街地周辺地区

忠海市街地周辺地区は、「歴史あるまちなみの保全と人々の住環境の確保を両立した景観形成」を目指しています。

景観形成基準（屋外広告物に関する箇所の抜粋）

建築物	②意匠	・建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や黒滝山等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。 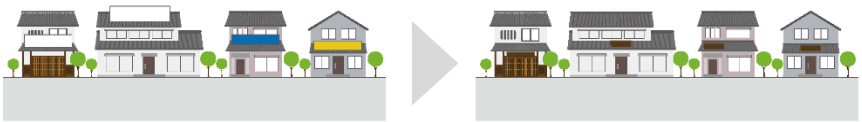 屋外広告物が目立ち周辺の景観を阻害　　周辺景観との調和が図られるよう修景
工作物		・屋外広告物は、周辺の景観や黒滝山等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。 山並み（稜線）から突出した工作物　　背後の山並み景観との調和を図る

８．許可の期間（条例第 10 条）及び手数料（条例第 29 条別表）

種類	区分	単位	手数料		許可の期間
			光源を使用したもの	光源を使用しないもの	
平看板 広告塔 掲示板	10 ㎡以下	1 個につき	1,780	1,060	1 年以内
	10 ㎡～30 ㎡以下		4,950	3,720	
	30 ㎡～40 ㎡以下		6,730	4,780	
	40 ㎡～50 ㎡以下		8,510	5,840	
	50 ㎡～60 ㎡以下		10,290	6,900	
	60 ㎡～70 ㎡以下		12,070	7,960	
	70 ㎡～80 ㎡以下		13,850	9,020	
	80 ㎡～90 ㎡以下		15,630	10,080	
	90 ㎡～100 ㎡以下		17,410	11,140	
	100 ㎡～110 ㎡以下		19,190	12,200	
	110 ㎡～120 ㎡以下		20,970	13,260	
	120 ㎡～130 ㎡以下		22,750	14,320	
	130 ㎡～140 ㎡以下		24,530	15,380	
	140 ㎡を超える		26,560	17,710	
立看板		1 個につき		530	
電柱広告板	添加	1 個につき	530	350	
	巻き	1 個につき		350	
電車、乗合自動車、その他公衆の利用に供せられる乗物に表示する広告板		1 ㎡につき	890	530	
宣伝車に表示する広告板		1 台につき	1,780	1,240	
幕広告		1 枚につき		890	
気球広告		1 個につき	1,780	1,240	
はり札		1 個につき		370	
はり紙		1 件につき 100 枚までごとに		530	
その他			前各号に準じて市長が定める額	前各号に準じて市長が定める額	

備考　形状及び意匠が同一のものは、１件とする。

第３章 屋外広告物の安全管理に関すること

１．屋外広告物の安全管理義務（条例第 14 条）

屋外広告物は、表示・設置ご相当の期間を経過すると、老朽化による塗料の退色、剥離等、良好な景観の形成に支障が出るとともに、材料の腐食、ボルトの緩み等による倒壊、落下等の恐れがあります。また、近年地震や台風などの自然災害が多発しており、屋外広告物による公衆への危害を防止するためにも、屋外広告物に関わるすべての人は安全管理に努めなければなりません。

２．管理者の設置（条例第 15 条）

許可に係る屋外広告物のうち、一定規模以上の平看板、広告塔及び掲示板は、資格を有する管理者を設置しなければなりません。

１．対象広告物

・屋外広告物自体の高さが 4mを超えるもの
・屋外広告物の表示面積が 10 ㎡を超えるもの
・アーチ看板

いずれかに該当するもののうち、建築物の壁面に直塗のもの、シートを直接貼り付けるもの又は光を投影して表示するものは除きます。

壁面に文字等を貼り付けたもの（箱文字、チャンネルサイン等）は、手数料算定の際に用いる高さ及び表示面積が基準を超えるものが対象となります。

２．管理者の資格

・屋外広告士（屋外広告物法第 10 条第 2 項第 3 号イに規定する試験に合格した者）
・建築士（建築士法に規定する建築士（一級・二級・木造））
・電気工事士（第 1 種・第 2 種）
・電気主任技術者（第 1 種・第 2 種・第 3 種）

３．点検（安全確認）（条例第 17 条）

許可に係る平看板、広告塔及び掲示板は継続許可申請時に、点検もしくは安全確認をしなければなりません。

点検の時期は、広告物の設置日から５年を経過した時点に行い、それ以降は３年毎に実施する必要があります。

（例：新設から５年経過した広告物の場合、６年目の更新時。それ以降は９年目、１２年目・・・）

また、点検は許可満了の日から３ヵ月前から許可満了の日の前日までに実施する必要があります。

資格を有する管理者の点検が必要な屋外広告物
・屋外広告物自体の高さが 4mを超えるもの
・屋外広告物の表示面積が 10 ㎡を超えるもの
・アーチ看板

第４章 違反に対する措置等

１．違反に対する措置（条例第 20 条第 1 項）

許可が必要なのに許可を受けていなかったり、禁止地域や禁止物件に表示したり、許可期間を過ぎても除却しなかったり、劣化に対して良好な維持管理をしていない物件等について、市長は除却、その他の必要な措置を講ずるよう命ずることができます。

「必要な措置」とは、除却以外に、改修、移転、修繕、許可の取消し、口頭による指導指示等が考えられます。

２．略式の代執行手続（条例第 20 条第 2 項）

条例の規定や屋外広告物等の表示又は設置許可時に付した条件に違反した物件等について市長は除却、その他の必要な措置を講ずるよう命令することができます。

必要な措置を講ずるよう命令を出す場合で、命令を出す相手方が調べてもわからないときは、市長は、その除却を担当職員や委託業者に行わせることができます。

ただし、広告板・広告塔等の広告物を掲出する物件を除却する場合には、ある程度以上の財産的価値があることから、事前に以下の事項を公告しなければならないとされています。

① 5 日以上の期限を定め、その期限までに所有者等が自ら除却しなければならないこと。

② その期限までに除却しないときは、自ら又は市長の命じた者又は委任した者が除却すること。

３．簡易除却制度（法第 7 条第 4 項）

市長又は市長が委任した者は、違法に表示・掲出された広告物が、はり紙、はり札、立看板、のぼり旗であって、一定の要件を満たすときは、表示した者がわかっている場合でも簡易な除却措置を行なうことができます。

（１）除却できる違反広告物

① はり紙

② はり札類

③ 立看板類

④ 広告旗（いわゆる、のぼり旗。これを支える台を含む）

（２）簡易除却の要件

はり紙については①に該当する場合、はり札類・立看板類・広告旗については、①及び②の要件を満たしている場合に簡易除却を行います。

① 条例第 4 条から第 6 条までの規定に明らかに違反していると認められること

許可（条例第 6 条）無く、禁止地域等（条例第 4 条）や禁止物件（条例第 5 条）に（１）の広告物を表示した場合

② 管理されずに放置されていることが明らかなものであること

４．除却した広告物の保管と処分（法第 8 条･条例第 21 条から 26 条）

（１）保管と公示

略式の代執行を行った物件と簡易除却した物件は、保管した上で所定の事項を市役所前の掲示場に公示し、所有者からの申し出があれば、返還します。（はり紙を除く）

公示事項は、除却した物件の種類及び数量、設置場所、除却年月日、保管を始めた年月日、保管場所等です。

保管期間は、下記のとおりです。

①	簡易除却物件	2 日
②	略式の代執行を行なった物件のうち、特に貴重な広告物	3 か月
③	①・②以外の広告物	2 週間

返還手続きは、除却物件を保管する都市計画課で行います。

（２）保管物件の処分方法

保管期間を経過した物件は、価額を評価した上で、売却若しくは返還を行います。

５．罰則（条例第 32 条から 35 条）

下記の条例違反に対しては、罰金を科すことを内容とする罰則を設けています。

（１）次に掲げる事項に違反した者は 50 万円以下の罰金を科せられます。（第 32 条）

条例第 20 条第 1 項の規定によりされた命令に違反した者。

（２）次に掲げる事項に該当する者は、30 万円以下の罰金を科せられます。（第 33 条）

① 禁止地域等及び禁止物件に違反広告物等を掲出した者

② 市長の許可を受けずに屋外広告物等を表示し、又は掲出物件を設置した者

③ 変更の許可を受けずに屋外広告物等を変更、改造した者

④ 除却しなければならない屋外広告物等を除却しなかった者

（３）次に掲げる事項に違反した者は 20 万円以下の罰金を科せられます。（第 34 条）

① 屋外広告物等に関し報告を求めたとき、報告もしくは資料の提出をしなかった者

② 屋外広告物等に関し、虚偽の報告もしくは資料の提出をした者

③ 屋外広告物等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（４）両罰規定（第 35 条）

（１）～（３）に掲げる違反行為をした者が、法人等（個人を含む）の従業員（代表者を含む）であり、その法人等の業務として、その法人又は人の業務に関して（１）～（３）の違反行為をした場合においては、違反をした本人を罰するほか、その法人又は人に対しても、罰則を適用します。

第５章 屋外広告業

１．屋外広告業とは（広島県条例第 22 条、第 23 条、第 31 条）

広告主から屋外の広告物の表示・設置に関する工事を請け負うことを業として行う営業のことです。このとき、元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問いません。設置工事を請け負わない広告代理業や広告物の印刷、製作を行うだけの場合は屋外広告業には該当しません。

竹原市内で屋外広告業を営もうとする場合は、広島県屋外広告物条例に基づく登録が必要です。

登録手続きについては、広島県の HP 等でご確認ください。

参考資料（様式）

様式第１号　屋外広告物許可申請書 36
様式第２号　屋外広告物変更許可申請書 37
様式第３号　屋外広告物許可証 38
様式第４号　許可証印 39
様式第５号　屋外広告物管理者等変更届 40
様式第６号　屋外広告物継続許可申請書 41
様式第７号　屋外広告物安全点検報告書 42
様式第８号　屋外広告物除却届 45
様式第９号　身分証明書（立入検査をする職員の証明書） 46
様式第１０号　身分証明書（違反はり紙等除却者の証明書） 47

様式第１号(第２条関係)

屋外広告物許可申請書

年　　月　　日

竹原市長　様

申請者　住　　所
氏　　名
電話番号

（法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名）

竹原市屋外広告物条例第６条の規定により、関係図書を添えて次のとおり屋外広告物の表示（屋外広告物を掲出する物件の設置）の許可を申請します。

※種別	※数量		納付書宛先	許可時連絡先	次回更新案内先
			①　管理者	①　管理者	①　管理者
			②工事施行者	②工事施行者	②工事施行者

① 管理者	住　所	(〒　　―　　) (電話番号　　－　　－　　)
	氏　名	
	資　格	□屋外広告士　□建築士　□電気工事士　□電気主任技術者 □その他市長が認めた者（　　）
② 工事施行者	住　所	(〒　　―　　) (電話番号　　－　　－　　)
	氏　名	(広島県屋外広告業登録番号　　第　　―　　)
③ 広告意匠 設計者	住　所	(〒　　―　　) (電話番号　　－　　－　　)
	氏　名	
表示又は設置の期間		年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
表示又は設置の場所及び移動するものにあっては，その範囲		竹原市 （重点地区の場合は以下にチェックを入れてください。 □竹原駅前周辺地区　□竹原シンボルロード周辺地区 □町並み保存地区周辺地区　□忠海市街地周辺地区）
意　匠　及　び　色　彩		※色彩は基調色・強調色ごとに，マンセル値で記載
工事しゅん工予定期日		令和　　年　　月　　日

添付書類（添付したものにチェックを入れてください。）
□1　屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の位置及びその付近を表示した図面
□2　屋外広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書並びに図面
□3　屋外広告物又は掲出物件の意匠、色彩及び表示の方法に関する図書並びに屋外広告物又は掲出物件が照明又は音響を伴うときはその概要に関する図書
□4　屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の場所が他人の所有又は管理に属するときは、その承諾書又はその写し
□5　管理者の資格を証明する書類等

備考　１　不用の文字及び欄は、消すこと。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする

屋 外 広 告 物 許 可 書

次の条件を付し申請のとおり許可します。
（条件）　この許可により公衆等に危害を与えることのないよう充分保全管理すること。

許可期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
第　　号

年　　月　　日　竹原市長　　㊞

様式第２号(第４条関係)

屋外広告物変更許可申請書

年　　月　　日

竹原市長　様

申請者　住　　所
氏　　名
電話番号

（法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名）

竹原市屋外広告物条例第１１条第１項の規定により、関係図書を添えて次のとおり変更等の許可を申請します。

許可番号		第　　号
許可年月日		年　　月　　日
許可の期間		年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
屋外広告物等の変更又は改造		□変更（□位置　□意匠） □改造
工事施工者	住所	
	氏名	電話番号
	資格名称	
表示又は設置の場所及び移動するものにあっては，その範囲		竹原市 （重点地区の場合は以下にチェックを入れてください。 □竹原駅前周辺地区　□竹原シンボルロード周辺地区 □町並み保存地区周辺地区　□忠海市街地周辺地区）
意匠及び色彩		※色彩は基調色・強調色ごとに，マンセル値で記載
表示又は設置の方法		
変更の理由		

備考　１　不用の文字及び欄は、消すこと。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする

屋外広告物許可書

次の条件を付し申請のとおり許可します。
（条件）　この許可により公衆等に危害を与えることのないよう充分保全管理すること。

許可期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
第　　号

年　　月　　日　竹原市長　　㊞

様式第３号（第６条関係）

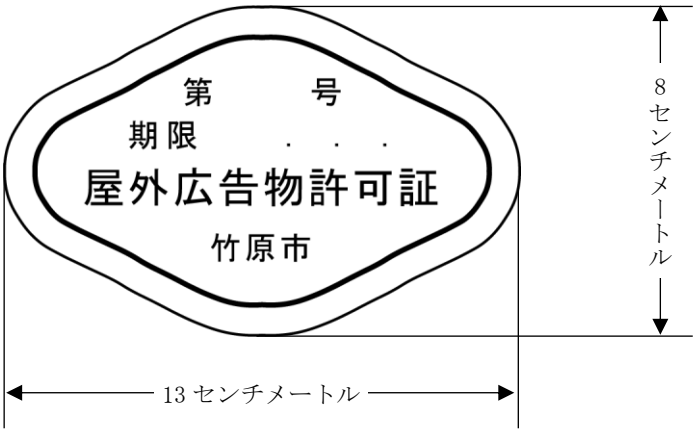

様式第４号（第６条関係）

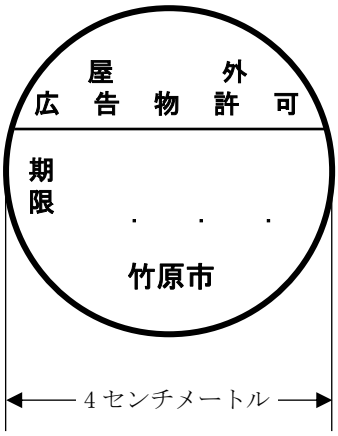

様式第５号（第９条関係）

屋外広告物管理者等変更届

年　　月　　日

竹原市長　様

申請者　住　　所
氏　　名
電話番号

（法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名）

竹原市屋外広告物条例第１６条の規定により、次のとおり（管理者／設置者）の変更を届け出ます。

許可番号		第　　号
許可年月日		年　　月　　日
変更前	氏　名	
	住　所	
変更後	氏　名	
	住　所	
変更年月日		年　　月　　日

備考　１　不用の文字及び欄は、消すこと。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする

様式第６号（第１０条関係）

屋外広告物継続許可申請書

年　　月　　日

竹原市長　様

竹原市屋外広告物条例第１７条第２項の規定により、関係図書を添えて次のとおり屋外広告物の表示（屋外広告物を掲出する物件の設置）の許可の期間の更新を申請します。

申請者住所	表示又は設置の期間
氏名　　（TEL　　）	広告設置場所
管理者住所	
氏名　　（TEL　　）	照明

前回許可番号	種別	面積又は数量	手数料	納入年月日

＊全ての広告物（看板）の写真を添付してください（3ヶ月以内のもの、別添可）。

備考　１　不用の文字及び欄は、消すこと。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする
　　３　太枠欄のみ記入をしてください。

様式第７号（第１０条関係）

（１面）（表面）

屋外広告物安全点検報告書

年　　月　　日

竹原市長　様

次のとおり安全点検を実施したので報告します。なお、報告内容は事実に相違ありません。

報　告　者 （設置者等）	氏 名			
	住 所			
管　理　者 （点検者）	氏 名		資 格 名 称	
	住 所	TEL		
許 可 番 号		設 置 場 所		
設置年月日	年　月　日	点検年月日	年　月　日	
屋外広告物の種類				

区分	点　検　内　容	異常		異常の内容	処理	
基礎	1　上部構造の支えの傾斜、ぐらつき	有	無		済	未
	2　基礎のクラック、防水層の裂傷等の異常	有	無		済	未
支持部・取付部	1　鉄骨の錆発生、塗装の老朽化	有	無		済	未
	2　鉄骨接続部（溶接部・ﾌﾟﾚｰﾄ）の腐食、変形	有	無		済	未
	3　鉄骨接続部（ﾎﾞﾙﾄ）のゆるみ、欠落	有	無		済	未
	4　ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ・取付部ﾌﾟﾚｰﾄの腐食、変形	有	無		済	未
	5　ﾍﾞｰｽ周辺、ｺｰｷﾝｸﾞの老朽化、溶接部の劣化	有	無		済	未
	6　取付対象部（柱･壁･ｽﾗﾌﾞ）取付部周辺の異常	有	無		済	未
広告板・文字	1　広告板面・文字等のひどい汚れ、変色、錆	有	無		済	未
	2　広告板面・文字等の破損、変形、ﾋﾞｽ等の欠落	有	無		済	未
	3　枠組み部材の破損、ねじれ	有	無		済	未
電気設備	1　蛍光灯･照明灯･LED の不点、ﾈｵﾝ管の不発光	有	無		済	未
	2　照明器具･LED の取付部の破損、変形、錆、漏水	有	無		済	未
	3　ﾈｵﾝ管・ｻﾎﾟｰﾄ類の破損	有	無		済	未
	4　ﾈｵﾝﾄﾗﾝｽ・その周辺の損傷、接続不良	有	無		済	未
	5　分電盤の腐食、破損	有	無		済	未
	6　電源配線経路の腐食、破損、漏電	有	無		済	未
	7　安全ﾌﾞﾚｰｶｰ・ﾀｲﾑｽｲｯﾁ等の劣化、損傷	有	無		済	未
	8　避雷針の突針部・導線固定部の腐食、損傷	有	無		済	未
その他	1　その他点検した事項（　　）	有	無		済	未
	2　その他点検した事項（　　）	有	無		済	未

特記事項

総合評価

□　良好　　□　経過観察　　□　改善済（　年　月　日実施）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（１面）（裏面）

報告書の注意事項

点検と報告書の記載は、竹原市屋外広告物条例施行規則第８条に定める広告物の管理者が下記事項に留意して行ってください。

１　点検を要する屋外広告物

平看板及び広告塔のうち、屋外広告物又は掲出物件自体の高さが４メートルを超えるもの又は表示面積が１０平方メートルを超えるものとします。ただし、直塗のもの、シートを直接貼り付けるもの及び光を投影して表示するものを除きます。

２　点検実施時期

許可期間満了の日の３か月前から許可期間満了の日の前日まで

３　注意事項

(1)　ひとつの許可番号に複数の許可物件がある場合は、それぞれの報告書及び別紙を作成してください。

(2)　別紙には、点検を実施した屋外広告物の写真を添付し、写真添付欄の右の欄に点検方法と補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見を記入してください。

４　添付書類

管理者（点検者）の資格を証明する書面の写し

５　異常が明らかな場合

報告書により広告物の異常が明らかな場合には、条例の規定に基づき、当該屋外広告物の改修又は除却等の必要な措置を命ずる場合があります。

６　虚偽報告

虚偽の報告により継続の許可を受けたことが明らかな場合には、条例の規定に基づき、その許可を取り消し、当該広告物の改修又は除却等の必要な措置を命ずる場合があります。

備考　本報告書は３部作成し、２部を提出用とし、１部を管理者控としてください。

（２面）

別紙（写真添付・点検方法・所見記載用紙）

許可番号		屋外広告物の種類	
（写真添付欄）		○点検方法 ○補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見	
（写真添付欄）		○点検方法 ○補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見	
（写真添付欄）		○点検方法 ○補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見	

様式第８号（第１１条関係）

屋外広告物除却届

年　　月　　日

竹原市長　様

届出者　住　　所
氏　　名

（法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名）

竹原市屋外広告物条例第１８条第２項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

許　可　番　号	第　　号
許　可　年　月　日	年　　月　　日
許可満了（取消）期日	年　　月　　日
除　却　年　月　日	年　　月　　日

備考　１　不用の文字及び欄は、消すこと。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする

様式第９号（第１４条関係）

（表面）

９センチメートル

第　　号

身分証明書

所　　属

職 氏 名

生年月日　　年　　月　　日生

上記の者は、竹原市屋外広告物条例第２７条第１項による立入検査をする職員であることを証明する。

交付年月日　　年　　月　　日　　竹原市長　　㊞

5.5センチメートル

（裏面）

竹原市屋外広告物条例（抜粋）

（立入検査等）

第２７条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告物若しくは掲出物件を表示、若しくは設置する者又は管理者から、報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に屋外広告物又は掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類その他物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第１０号（第１５条関係）

（表面）

9センチメートル

第　　号

身分証明書

所　　属
職 氏 名
生年月日　　年　　月　　日生

上記の者は、屋外広告物法第７条第４項の規定による違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を除却する者であることを証明する。

交付年月日　　年　　月　　日　竹原市長　　㊞

5.5センチメートル

（裏面）

屋外広告物法（抜粋）
（違反に対する措置）
第７条　（略）
２・３　（略）
４　都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。
一　条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。
二　管理されずに放置されていることが明らかなとき。